

令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月9日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
常任委員会委員の選任	6
常任委員会正副委員長の互選結果報告	7
諸般の報告	7
管理者行政報告	8
管理者提出議案の報告及び上程	8
提案理由の説明	8
報告第3号並びに議案第18号及び議案第20号の説明	9
議案第21号の説明	10
議案第22号の説明	11
議案第23号ないし議案第25号の説明	11
議案第26号ないし議案第30号の説明	12
議案第26号ないし議案第30号の決算審査報告	15
報告第3号の質疑	15
議案第18号の質疑、討論、採決	15
議案第19号の質疑、討論、採決	16
監査委員就任の挨拶	17
議案第20号の質疑、討論、採決	17
議案第21号の質疑、討論、採決	18
議案第22号の質疑、討論、採決	18

議案第23号の質疑、討論、採決	19
議案第24号の質疑、討論、採決	19
議案第25号の質疑、討論、採決	20
議案第26号の質疑、討論、採決	20
議案第27号の質疑、討論、採決	21
議案第28号の質疑、討論、採決	23
議案第29号の質疑、討論、採決	24
議案第30号の質疑、討論、採決	24
特定事件の閉会中の継続審査について	25
管理者挨拶	25
閉会の宣告	26
署名議員	27

比広組告示第8号

令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年8月2日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1 期 日 令和5年8月9日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1 番	高 田	正 人	議 員	2 番	田 中	二 美 江	議 員
3 番	米 山	真 澄	議 員	4 番	斎 藤	雅 男	議 員
5 番	吉 野	正 浩	議 員	6 番	内 田	敏 雄	議 員
7 番	森	一 人	議 員	8 番	川 口	浩 史	議 員
9 番	山 口	勝 士	議 員	10 番	高 橋	功 人	議 員
11 番	道 祖 土		証 議 員	12 番	加 藤		進 議 員
13 番	神 田		隆 議 員	14 番	杉 田	し の ぶ	議 員
15 番	小 島	利 枝	議 員	16 番	田 中	紀 吉	議 員
17 番	百 瀬	浩 子	議 員	18 番	渡 邊		均 議 員

不応招議員（なし）

令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和5年8月9日（水曜日）

議事日程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 常任委員会正副委員長の互選結果報告
- 第7 諸般の報告
- 第8 管理者行政報告
- 第9 管理者提出議案の報告及び上程
- 第10 提案理由の説明
- 第11 報告第3号並びに議案第18号及び議案第20号の説明
- 第12 議案第21号の説明
- 第13 議案第22号の説明
- 第14 議案第23号ないし議案第25号の説明
- 第15 議案第26号ないし議案第30号の説明
- 第16 議案第26号ないし議案第30号の決算審査報告
- 第17 報告第3号の質疑
- 第18 議案第18号の質疑、討論、採決
- 第19 議案第19号の質疑、討論、採決
- 第20 監査委員就任の挨拶
- 第21 議案第20号の質疑、討論、採決
- 第22 議案第21号の質疑、討論、採決
- 第23 議案第22号の質疑、討論、採決
- 第24 議案第23号の質疑、討論、採決
- 第25 議案第24号の質疑、討論、採決
- 第26 議案第25号の質疑、討論、採決
- 第27 議案第26号の質疑、討論、採決
- 第28 議案第27号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第28号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第29号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第30号の質疑、討論、採決
- 第32 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第33 管理者挨拶
- 第34 閉 会

出席議員（18名）

1番	高田正人	議員	2番	田中二美江	議員
3番	米山真澄	議員	4番	斎藤雅男	議員
5番	吉野正浩	議員	6番	内田敏雄	議員
7番	森一人	議員	8番	川口浩史	議員
9番	山口勝士	議員	10番	高橋功人	議員
11番	道祖土	証議員	12番	加藤進	議員
13番	神田隆	議員	14番	杉田しのぶ	議員
15番	小島利枝	議員	16番	田中紀吉	議員
17番	百瀬浩子	議員	18番	渡邊均	議員

欠席議員（なし）

本会議に出席した事務局職員

議事録 会長 関根紀光

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	森田光一	副管理者	島田康弘
副管理者	大塚信一	副管理者	佐久間孝光
副管理者	飯島和夫	副管理者	宮崎善雄
副管理者	渡邊一美	副管理者	足立理助
監査委員	梶田美佐子	会計管理者	野口光江
事務局長	黒田健	消防長	長嶋悟
消防本部長 次長	服部明	消防本部長兼 管理課長	原芳和
総務課長	馬場健夫		

◎ 開会及び開議の宣告

斎藤雅男議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎ 会議録署名議員の指名

斎藤雅男議長 初めに、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において、3番、米山真澄議員、10番、高橋功人議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

斎藤雅男議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 常任委員会委員の選任

斎藤雅男議長 次に、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。本件は、常任委員会委員の任期満了に伴うものであり、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

書記長より朗読させます。

関根紀光書記長 朗読いたします。

総務常任委員会委員に、高田正人議員、斎藤雅男議員、内田敏雄議員、森一人議員、高橋功人議員、加藤進議員、神田隆議員、田中紀吉議員、百瀬浩子議員。

厚生常任委員会委員に、田中二美江議員、米山真澄議員、吉野正浩議員、川口浩史議員、山口勝士議員、道祖土証議員、杉田しのぶ議員、小島利枝議員、渡邊均議員。

以上でございます。

斎藤雅男議長 朗読は終わりました。

お諮りいたします。ただいま朗読しましたとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

ここで、各常任委員会を開いていただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、一旦休憩します。

(午前10時04分)

斎藤雅男議長 再開いたします。

(午前10時15分)

◎ 常任委員会正副委員長の互選結果報告

斎藤雅男議長 休憩中に行われました各常任委員会委員における正副委員長の互選の結果を申し上げます。

書記長より発表させます。

関根紀光書記長 発表いたします。

総務常任委員会委員長に森一人議員、総務常任委員会副委員長に神田隆議員。

厚生常任委員会委員長に道祖土証議員、厚生常任委員会副委員長に小島利枝議員。

以上でございます。

斎藤雅男議長 ただいまの発表のとおり、各常任委員会委員の正副委員長は決定いたしました。

◎ 諸般の報告

斎藤雅男議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和4年度12月分ないし5月分、令和5年度4月分及び5月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

齋藤雅男議長 次に、管理者から挨拶並びに行政報告のため発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご参集をいただき、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは組合の事業についてご報告いたします。

初めに、消防業務についてです。今年度中の熱中症に係る救急搬送者数は、6月までは27名でしたが、7月に入り、急激に増加し、7月1か月間では74名で、合計101名となっています。

指令業務共同運用につきましては、庁舎改修工事及び高機能消防指令システム設計業務が終了し、指令システムの据えつけ、119番回線切替え等を経て、令和6年4月の運用開始となる予定です。

車両関係では、滑川分署に高規格救急自動車、小川消防署に資機材搬送車、東秩父分署に連絡車を、また東松山消防団及び東秩父消防団の車両を更新配備するなど、引き続き地域の皆様の生命、財産の確保を最優先に取り組んでいるところです。

次に、斎場及び霊きゅう自動車事業では、本年1月から7月までの間に1,799件の火葬を執り行い、小動物火葬は261件の利用がありました。施設の運営に当たっては、ご遺族の心情に配慮し、厳粛な場にふさわしいサービスの提供を行っております。

以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告といたします。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

齋藤雅男議長 次に、管理者から議案等の提出がありましたので、報告いたします。

議案等については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りします。今期定例会に管理者から提出された報告第3号並びに議案第18号ないし議案第30号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

齋藤雅男議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、報告1件、専決処分1件、人事案件1件、条例の改正1件、補正予算議案5件、決算議案5件です。

初めに、報告第3号は、令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計被服購入事業に係る事故繰越し繰越し計算書です。

次に、議案第18号は、専決処分についてです。人事院規則の一部改正に伴い、比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例における新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の防疫作業手当の特例を廃止することについて専決処分したものです。

議案第19号は、監査委員の選任についてです。議会選出監査委員である百瀬浩子氏より退職願が提出されたことから、後任に吉野正浩氏を選任したいとするものです。

議案第20号は、火災予防条例の一部を改正する条例制定についてです。省令の改正に伴い、急速充電設備、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したいとするものです。

議案第21号ないし議案第25号は、一般会計、各特別会計の令和5年度補正予算です。

議案第26号ないし議案第30号は、令和4年度一般会計、各特別会計決算の認定についてです。いずれも監査委員の意見を付して提案をいたしますので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

斎藤雅男議長 説明は終わりました。

◎ 報告第3号並びに議案第18号及び議案第20号の説明

斎藤雅男議長 これより議案等に対する細部の説明を求めます。

なお、議案第19号は人事案件でありますので、細部の説明は省略したいと思いますので、ご了承願います。

初めに、報告第3号並びに議案第18号及び議案第20号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 報告第3号並びに議案第18号及び議案第20号について順次ご説明を申し上げます。

初めに、報告第3号 令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計事故繰越し繰越し計算書についてご説明を申し上げます。

報告案件の1ページをお願いいたします。本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、2款1項消防費で、令和5年度新採用職員に係る防火服などの被服購入事業として259万5,076円の支出負担行為を行いました。新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻の影響により、不測の日数を要し、年度内に支出が終わらなかったため、翌年度に繰り越して使用するものでございます。翌年度への繰越額は、支出負担行為と同額の259万5,076円で、財源内訳は全て一般財源でございます。なお、この新採用職員の防火服などの被服は、令和5年6月2日に納品完了し、当該費用は支出済みでございます。

次に、議案第18号 専決処分についてご説明を申し上げます。議案書及び議案参考資料は、いずれも1ページからとなります。本議案は、比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認をいただきたいとするものでございます。

改正の内容ですが、令和5年5月8日施行の人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の防疫作業手当の特例を廃止したもので、附則におきまして、施行日を令和5年7月1日と定めたものでございます。

次に、議案第20号 比企広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。議案書は11ページから、議案参考資料は3ページからとなります。本議案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例（例）の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

改正の内容ですが、初めに急速充電設備では、定義の見直しを行い、全出力が20キロワットを超えるもの全てを対象とし、蓄電池設備では単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改め、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを届出対象から除いたものでございます。

次に、喫煙所に設置する標識においては、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、喫煙の制限に係る規定を改正したものでございます。

最後に、対象火気器具等の離隔距離を定める火災予防条例、別表第3において、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めたものです。

なお、附則におきまして、施行期日をそれぞれ定めたものでございます。

報告第3号並びに議案第18号及び議案第20号の説明は以上でございます。

◎ 議案第21号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第21号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第21号 令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総

額にそれぞれ242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,092万5,000円とするものでございます。

少し飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、令和4年度決算額の確定に伴い、3款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するものでございます。

12ページからの歳出では、2款総務費、1項1目一般管理費において、職員採用試験委託料を追加するとともに、3款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

◎ 議案第22号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第22号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第22号 令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

別冊の比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,491万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億8,391万2,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明をいたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、4款2項1目消防費県委託金では、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に引き下げられたことに伴い、新型コロナウイルス感染症患者等移送業務委託金が確定いたしましたことから、6万8,000円を増額補正するものでございます。

7款1項1目繰越金では、前年度繰越金の確定により、5,328万9,000円を増額補正するものでございます。

8款2項1目雑入では、高速自動車道救急業務財政措置費が確定したことにより、155万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、12ページ、13ページをお願いいたします。2款1項1目常備消防費では、新型コロナウイルス感染症患者等移送業務委託金及び高速自動車道救急業務財政措置費の確定に伴う財源内訳を変更し、4款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

議案第22号の説明は以上となります。

◎ 議案第23号ないし議案第25号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第23号ないし議案第25号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第23号ないし議案第25号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第23号 令和5年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,677万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,277万8,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳入につきましては、令和4年度決算額の確定に伴い、4款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するものです。

12ページからの歳出においては、1款総務費、1項1目斎場施設整備基金費において、決算剰余金の一部1,000万円を同基金に積み立てるとともに、4款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

次に、議案第24号 令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ309万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,409万9,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳入では、令和4年度決算額の確定に伴い、2款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するもので、12ページからの歳出、2款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

次に、議案第25号 令和5年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140万5,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳入では、令和4年度決算額の確定に伴い、2款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するもので、12ページからの歳出、2款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

以上で議案第23号ないし議案第25号の説明を終わります。

◎ 議案第26号ないし議案第30号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第26号ないし議案第30号について、野口光江会計管理者。

〔野口光江会計管理者登壇〕

野口光江会計管理者 議案第26号ないし議案第30号、令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計ほか4特別会計歳入歳出決算について細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第26号 令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算からご説明申し上げます。決算書2ページの歳入から申し上げます。下段の合計欄を御覧いただきたいと存じます。予算現額は7,216万6,000円、調定額及び収入済額は7,217万850円で、不納欠損額並びに収入未済額

はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの管理費等負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、4ページの歳出でございます。支出済額は6,429万4,926円で、執行率は89.1%でございます。歳出の主なものは、議会費では議員報酬及び費用弁償、総務費では職員給与費、広報紙印刷代、人事給与システム、例規データシステム及び財務会計システムに係る経費並びに監査委員の経費等でございます。

次に、16ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は787万5,924円で、同額が実質収支額となりました。

次に、17ページの財産に関する調書では、財政調整基金に利子136円を積み立て、年度末現在高は681万1,867円となりました。

続きまして、議案第27号 令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書20ページの歳入から申し上げます。予算現額は33億5,063万8,000円、調定額及び収入済額は33億4,665万4,178円で、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。歳入では、決算総額の87.8%が関係市町村からの組合負担金であり、そのほか主なものは前年度繰越金、訴訟解決金を含む雑入及び消防施設整備債等でございます。

次に、22ページの歳出でございます。支出済額は31億3,918万9,122円で、執行率は93.7%でございます。歳出全体の74%を常備消防費に係る職員給与事業費が占めております。

そのほか、主な支出としましては、一般管理費では消防団員退職報償金や職員健康診断料、常備消防費では人件費のほか、施設及び車両の維持管理費、消防指令業務共同運用に係る負担金、消防施設費では庁舎管理事業として1本部2署7分署における建物修繕、消防本部トイレ及び非常用通信指令施設の改修工事、また備品購入費として、滑川分署水槽付消防ポンプ自動車や松山北分署及び嵐山分署連絡車の購入費、そのほか各消防団に係る経費及び公債費でございます。

次に、82ページの実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は2億746万5,056円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、被服購入事業に係る事故繰越額259万5,076円を除いた2億486万9,980円が実質収支額となりました。

次に、84ページの財産に関する調書でございますが、公有財産の決算年度中の増減はございませんでした。

86ページの商品では、水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台及び連絡車2台が更新となりました。

87ページの消防施設整備基金は、現金で前年度末現在高2億753万6,408円に対し、2,501万4,525円を積み立て、決算年度末現在高は2億3,255万933円となりました。

続きまして、議案第28号 令和4年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゆう自動車事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書90ページの歳入から申し上げます。予算現額は1億

8,614万8,000円、調定額及び収入済額は2億38万6,101円で、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの負担金、斎場使用料、前年度からの繰越金でございます。

次に、92ページの歳出でございます。支出済額は1億8,151万2,368円で、執行率は97.5%でございます。歳出の主なものは、駐車場の敷地借上料、施設管理事業として指定管理委託料及び霊きゅう自動車運行委託料、新斎場の整備に際して起こした地方債の元金及び利子償還に係る公債費でございます。

次に、102ページの実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は1,887万3,733円となり、同額が実質収支額となりました。

104ページの財産に関する調書でございますが、物品において霊きゅう自動車を売却したため、1台の減となっております。斎場施設整備基金につきましては、前年度末現在高272万6,018円に対し、決算年度末現在高は25万円増の297万6,018円となりました。

続きまして、議案第29号 令和4年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書108ページの歳入から申し上げます。予算現額は8,010万2,000円、調定額及び収入済額は8,009万5,244円で、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの介護認定審査会及び障害支援区分審査会の運営費負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、110ページの歳出でございます。支出済額は6,500万6,116円で、執行率は81.2%でございます。歳出の主なものは、職員給与費、介護認定審査会及び障害支援区分審査会に係る委員の報酬、機器、システムの保守委託料や借上料及び改修委託料等でございます。

次に、120ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は1,508万9,128円で、同額が実質収支額となりました。

続きまして、議案第30号 令和4年度比企広域公平委員会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書122ページの歳入から申し上げます。予算現額は118万4,000円、調定額及び収入済額は118万2,673円で、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。歳入の内容は、公平委員会を共同設置している構成団体からの管理費等負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、124ページの歳出でございます。支出済額は97万8,720円で、執行率は82.7%でございます。歳出の主なものは、公平委員の報酬及び口頭審理に係る弁護士相談等業務委託料などでございます。

次に、130ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は20万3,953円で、同額が実質収支額となりました。

以上で議案第26号ないし議案第30号の説明を終わらせていただきます。なお、詳細につきましては、主要な施策の実績報告書をお手元に配付させていただいておりますので、ご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

斎藤雅男議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第26号ないし議案第30号の決算審査報告

斎藤雅男議長 次に、議案第26号ないし議案第30号について、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

梶田美佐子監査委員。

〔梶田美佐子監査委員登壇〕

梶田美佐子監査委員 議長のお許しをいただきましたので、令和5年度比企広域市町村圏組合の一般会計並びに消防特別会計、斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計、介護認定及び障害支援区分審査会特別会計及び比企広域公平委員会特別会計、以上の5つの会計について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

これら審査に当たりましては、去る7月5日、比企広域消防本部の講堂におきまして、関係者の出席を求め、百瀬浩子監査委員とともにこれを実施いたしました。

その結果でございますが、管理者から送付された決算書、決算事項別明細書、諸調書はいずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、歳入歳出の手続も所定のとおり処理され、計数も正確であることを確認いたしました。

世界情勢の影響による物価の高騰や、いまだ尾を引く新型コロナウイルス感染症の影響により、関係市町村の財政状況は依然として厳しく、組合においても歳出削減の努力とともに、効率的な運営が求められると考えます。また、圏域の人口は今後も減少することが予想されることから、予算の執行に当たっては、これまで以上に計画的な執行管理に努め、圏域住民の行政サービスのために、より一層の職員一丸となった取組を望むものであります。

詳細につきましては、決算審査意見書としてお手元にご送付申し上げますので、ご高覧の上、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

斎藤雅男議長 報告は終わりました。

◎ 報告第3号の質疑

斎藤雅男議長 これより日程に従い、議案等の審議に入ります。

初めに、報告第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

◎ 議案第18号の質疑、討論、採決

齋藤雅男議長 次に、議案第18号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第19号の質疑、討論、採決

齋藤雅男議長 次に、議案第19号を議題といたします。

本件は、吉野正浩議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、吉野正浩議員の退席を求めます。

〔5番 吉野正浩議員退席〕

齋藤雅男議長 これより議案第19号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

吉野正浩議員の入場を求めます。

〔5番 吉野正浩議員入場〕

◎ 監査委員就任の挨拶

斎藤雅男議長 ここで、監査委員に選任同意されました吉野正浩議員のご挨拶をお願いいたします。

5番、吉野正浩議員。

〔5番 吉野正浩議員登壇〕

5番 吉野正浩議員 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し述べさせていただきたいと思っております。

ただいま監査委員選任のご同意を賜りまして、誠に光栄に存じておる次第でございます。私、もとより微力ではありますが、誠心誠意その職を遂行してまいる所存でございます。どうか議員はじめ執行部の皆様におかれましては、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

斎藤雅男議長 ありがとうございました。

◎ 議案第20号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第20号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第21号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第22号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第23号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第24号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第25号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第26号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第27号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第27号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 大きく2点についてご質問いたしたいと思います。

実績報告書の17ページに訴訟に係る解決金が載っております。3,543万7,500円とあるわけであり
ます。そこで、ご質問です。

(1)、弁護士費用は幾らかかったのでしょうか。

(2)、株式会社富士通ゼネラルは、何を主張し、争っているのでしょうか。また、同社に対しては引き続き訴訟が続いているのかを伺いたしたいと思います。

大きく質問の2点目でございますが、実績報告書の20ページでございます。消防指令業務共同運用事業4,445万3,578円とあります。堂平並びに東秩父坂本地区に設置されているアンテナに影響を及ぼすような大規模災害が発生した場合、代替の通信手段はあるのか、伺いたしたいと思います。

以上です。

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

長嶋 悟消防長 8番、川口議員さんからの質問に対しまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、本件訴訟に係る弁護士費用でございますが、令和2年度から令和4年度の弁護士費用の決算額の累計額は948万3,300円でございます。

次に、株式会社富士通ゼネラルと公正取引委員会の訴訟につきましては、消防救急デジタル無線の入札をめぐる談合を繰り返したとして、公正取引委員会が行った排除措置命令及び課徴金納付命令を不服とし、取消しを求めて争っているものでございます。当該訴訟の状況ですが、一審、二審ともに請求は棄却され、最高裁に上告されたとのことでした。

また、同社に対しては引き続き訴訟が続いているのかとの質問でございますが、当組合と株式会社富士通ゼネラルを含む7社との訴訟は、令和5年2月14日に裁判上の和解が成立し、本件訴訟は終結をしております。

次に、当消防本部の堂平及び東秩父の無線基地局に影響を及ぼす大規模災害時における通信手段ですが、災害情報の通信手段は無線基地局からの情報伝達のほか、3つの手段がございます。1つ目が各庁舎間を専用電話回線による音声及び紙媒体による指令内容の出力、2つ目が出動車両に対する携帯通信網を用いた車両運用端末装置への着信アラームと指令内容の表示、3つ目が車載しております携帯電話やスマートフォンへの音声による指令内容の伝達でございます。

以上です。

斎藤雅男議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 そうですか。1点目でございますが、そうしますと富士通ゼネラルは、本組合との関係ではもう済んだということによろしいわけですか。ちょっと確認でございます。

それから、2番の消防指令業務の関係なのですが、3つの手段があるということで、仮にアンテナに影響を及ぼすような災害が発生しても、あとの2系統の手段がありますから大丈夫ですよということで理解してよろしいのか、ちょっとその点確認をしたいと思います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

長嶋 悟消防長 お答えをいたします。

株式会社富士通ゼネラルに関しましては、ご説明したとおり、本件訴訟に関しては終結をしております。公正取引委員会との上告ということになっておりますので、当組合とは終結をしております。

続きまして、無線の関係ですけれども、堂平及び東秩父の無線基地局ですけれども、こちらが大きな損害を受け、無線ができない状況であったとしても、ほかの2点が考えられますので、問題はないと今現在考えております。

以上です。

斎藤雅男議長 よろしいですか。

8番 川口浩史議員 はい。

斎藤雅男議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第28号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第28号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第 29 号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第29号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第 30 号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第30号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

以上で今期定例会に付議された議案等に対する議事は全部終了いたしました。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

斎藤雅男議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長から特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎ 管理者挨拶

斎藤雅男議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれの議案も原案のとおりご議決またはご認定をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議等を通じましていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分踏まえ、今後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位にはご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、慎重ご審議を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

斎藤雅男議長 これをもって、令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(午前11時15分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 齋 藤 雅 男

署 名 議 員 米 山 真 澄

署 名 議 員 高 橋 功 人

参 考 資 料

- 議案審議結果一覽表

令和5年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	審議結果
議案第18号	専決処分について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	承認 (全員賛成)
議案第19号	監査委員の選任について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	同意 (全員賛成)
議案第20号	比企広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	原案可決 (全員賛成)
議案第21号	令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	原案可決 (全員賛成)
議案第22号	令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第1号)について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	原案可決 (全員賛成)
議案第23号	令和5年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゆう自動車事業特別会計補正予算(第1号)について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	原案可決 (全員賛成)
議案第24号	令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第1号)について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	原案可決 (全員賛成)
議案第25号	令和5年度比企広域公平委員会特別会計補正予算(第1号)について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	原案可決 (全員賛成)
議案第26号	令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	認定 (全員賛成)
議案第27号	令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	認定 (全員賛成)
議案第28号	令和4年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゆう自動車事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	認定 (全員賛成)
議案第29号	令和4年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	認定 (全員賛成)
議案第30号	令和4年度比企広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	令5.8.9	付託なし	令5.8.9	認定 (全員賛成)